

訪問看護ステーション 料金一覧表

令和3年4月改定分

★介護保険 介護予防訪問看護(天理市・橿原市)

＜要支援1・2＞

☆地域区分別単価(7級地 10.21円)で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

＜看護師・准看護師による訪問の場合＞

提供時間帯 昼間 (8時 ~ 18時)						
20分未満	看護師による場合	302単位	3,083円	309円	617円	925円
	准看護師による場合	272単位	2,777円	278円	556円	834円
20分以上30分未満	看護師による場合	450単位	4,594円	460円	919円	1,379円
	准看護師による場合	405単位	4,135円	414円	827円	1,241円
30分以上1時間未満	看護師による場合	792単位	8,086円	809円	1,618円	2,426円
	准看護師による場合	713単位	7,279円	728円	1,456円	2,184円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,087単位	11,098円	1,110円	2,220円	3,330円
	准看護師による場合	978単位	9,985円	999円	1,997円	2,996円

提供時間帯 早朝 (6時 ~ 8時)、夜間 (18時 ~ 22時)						
20分未満	看護師による場合	378単位	3,859円	386円	772円	1,158円
	准看護師による場合	340単位	3,471円	348円	695円	1,042円
20分以上30分未満	看護師による場合	563単位	5,748円	575円	1,150円	1,725円
	准看護師による場合	506単位	5,166円	517円	1,034円	1,550円
30分以上1時間未満	看護師による場合	990単位	10,107円	1,011円	2,022円	3,033円
	准看護師による場合	891単位	9,097円	910円	1,820円	2,730円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,359単位	13,875円	1,388円	2,775円	4,163円
	准看護師による場合	1,223単位	12,486円	1,249円	2,498円	3,746円

提供時間帯 深夜 (22時 ~ 6時)						
20分未満	看護師による場合	453単位	4,625円	463円	925円	1,388円
	准看護師による場合	408単位	4,165円	417円	833円	1,250円
20分以上30分未満	看護師による場合	675単位	6,891円	690円	1,379円	2,068円
	准看護師による場合	608単位	6,207円	621円	1,242円	1,863円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,188単位	12,129円	1,213円	2,426円	3,639円
	准看護師による場合	1,070単位	10,924円	1,093円	2,185円	3,278円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,631単位	16,652円	1,666円	3,331円	4,996円
	准看護師による場合	1,467単位	14,978円	1,498円	2,996円	4,494円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合＞

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時~18時)	283単位	2,889円	289円	578円	867円
	早朝・夜間 (※)	354単位	3,614円	362円	723円	1,085円
	深夜(22時~6時)	425単位	4,339円	434円	868円	1,302円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時~18時)	142単位	1,449円	145円	290円	435円
	早朝・夜間 (※)	177単位	1,807円	181円	362円	543円
	深夜(22時~6時)	212単位	2,164円	217円	433円	650円

(※) 早朝…6時~8時、夜間…18時~22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,063円	307円	613円	
ハ. 緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	5,860円	586円	1,172円	1,758円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ホ. 初回加算	初回のみ	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円

イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

ハ. 緊急時訪問看護加算…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

ホ. 初回加算…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。